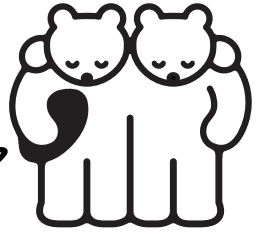


令和4（2022）年4月1日から 都市再生特別措置法に基づく届出制度が始まります！

熊谷市では、高齢者、子育て世代、障がい者など、誰もが安全で暮らしやすい「コンパクトなまちづくり」を目指して、「熊谷市立地適正化計画」を策定しました。

この計画では、居住を誘導するための「居住誘導区域」と、医療や商業などを誘導する「都市機能誘導区域」を定め、その区域外で一定規模以上の開発行為、建築等行為を行う場合、届出が必要になります。

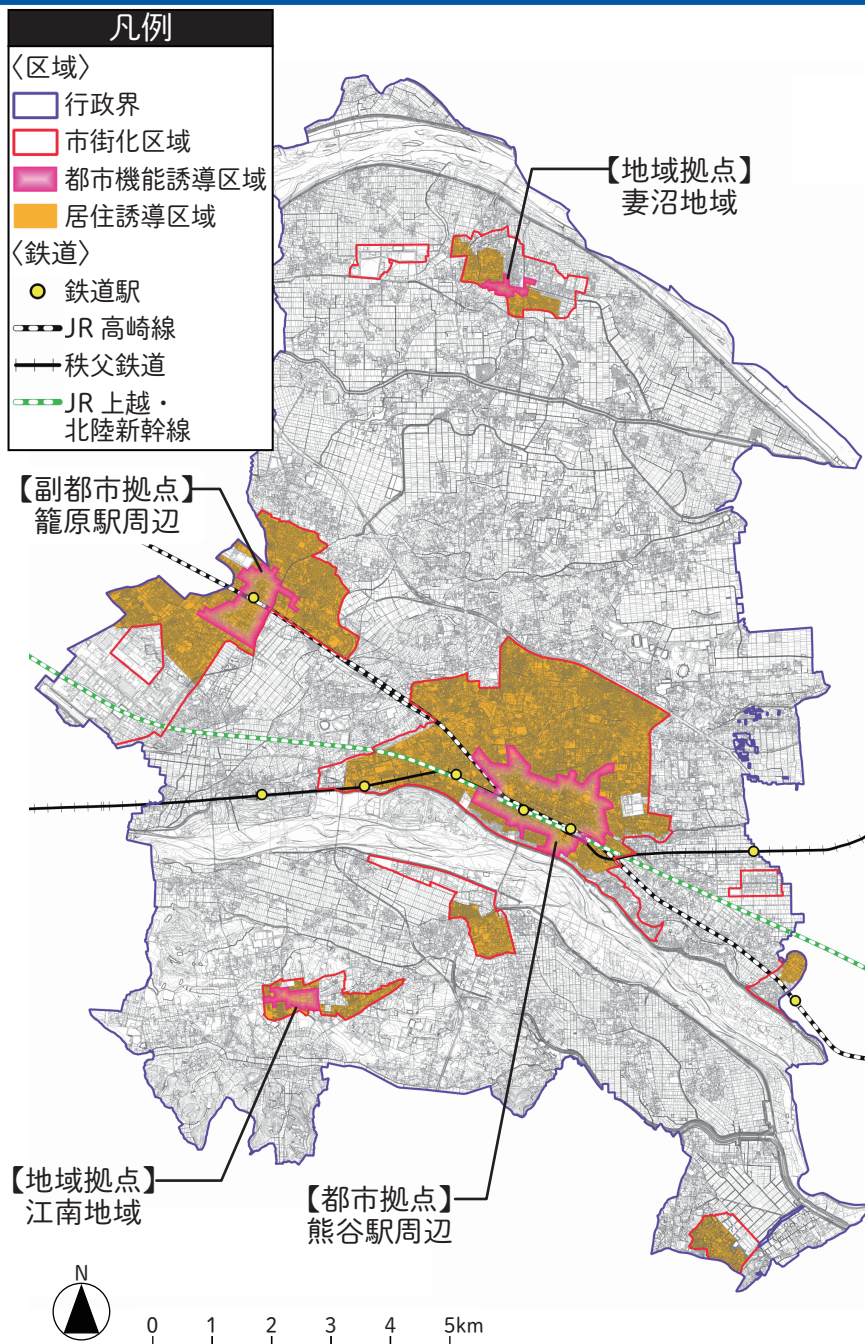


対象行為

- ① 居住誘導区域外での一定規模の住宅の開発・建築等行為
 - ② 都市機能誘導区域外での誘導施設の開発・建築等行為
 - ③ 都市機能誘導区域内での誘導施設の休止または廃止
- ※詳細は、裏面を参照してください

行為着手等の
30日前までに
届出が必要

対象区域（居住誘導区域・都市機能誘導区域）



対象となる施設（誘導施設）

機能	施設名称	都市拠点	副都市拠点	地域拠点	
		熊谷駅周辺	籠原駅周辺	妻沼地域	江南地域
行政	市役所	●	-	-	-
	行政センター、出張所	-	●	●	●
子育て	保育所	●	●	-	-
	認定こども園	●	●	-	-
	地域型保育施設	●	●	-	-
	子育て支援関連施設	●	●	-	-
商業	百貨店	●	-	-	-
	大規模小売店舗	●	●	-	-
	スーパーマーケット	●	●	●	●
医療	病院	●	●	●	●
	診療所(休日夜間急患)	●	-	-	-
金融	銀行・信用金庫・労働金庫・信用組合	●	●	●	●
	図書館・図書室	●	●	●	●
文化	アリーナ	●	-	-	-
	(仮称)北部地域振興交流拠点	●	-	-	-
教育	専修学校	●	●	-	-

●：誘導施設に設定 -：誘導施設の設定なし

※区域の詳細は、都市計画課窓口や市のホームページでご確認下さい

※各誘導施設の定義は、「熊谷市立地適正化計画」または「熊谷市立地適正化計画届出の手引き」をご参照ください

お問い合わせ

熊谷市 都市整備部 都市計画課

TEL：0493-39-4807

E-mail：toshikeikaku@city.kumagaya.lg.jp

© 熊谷市



届出の対象となる行為・提出書類

① 居住誘導区域外での一定規模の住宅の開発・建築等行為

開発行為

- ◆ 3戸以上の住宅を建築する目的の開発行為
- ◆ 1戸または2戸の住宅を建築する目的の開発行為で、1,000㎡以上の規模のもの



- 届出書（※様式 10）
- 提出部数：2部
- 添付図書
- ① 位置図（当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面、縮尺 1/1,000 以上）
- ② 設計図（土地利用計画図等、縮尺 1/100 以上）
- ③ その他参考となる事項を記載した図面（求積図等）

建築等行為

- ◆ 3戸以上の住宅を新築しようとする場合
- ◆ 建築物を改築または建築物の用途を変更し3戸以上の住宅とする場合



- 届出書（※様式 11）
- 提出部数：2部
- 添付図書
- ① 配置図（敷地内における住宅等の位置を表示する図面、縮尺 1/100 以上）
- ② 住宅等の2面以上の立面図及び各階平面図（縮尺 1/50 以上）
- ③ その他参考となる事項を記載した図面（位置図、求積図等）

② 都市機能誘導区域外での誘導施設の開発・建築等行為

開発行為

- ◆ 誘導施設を有する建築物を建築する目的で、開発行為を行おうとする場合

- 届出書（※様式 18）
- 提出部数：2部
- 添付図書
- ① 位置図（当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面、縮尺 1/1,000 以上）
- ② 設計図（土地利用計画図等、縮尺 1/100 以上）
- ③ その他参考となる事項を記載した図面（求積図等）

建築等行為

- ◆ 誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
- ◆ 建築物を改築し、誘導施設を有する建築物にする場合
- ◆ 建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物にする場合

- 届出書（※様式 19）
- 提出部数：2部
- 添付図書
- ① 配置図（敷地内における建築物の位置を表示する図面、縮尺 1/100 以上）
- ② 建築物の二面以上の立面図及び各階平面図（縮尺 1/50 以上）
- ③ その他参考となる事項を記載した図面（位置図、求積図等）

③ 都市機能誘導区域内での誘導施設の休止・廃止

- 届出書（※様式 21）
- 添付図書（原則不要）

〈その他の事項〉

- ・ 届出をしないで、または虚偽の届出をして、開発・建築等行為を行った場合、**都市再生特別措置法第 130 条の規定に基づき 30 万円以下の罰金**に処せられることがあります。
- ・ 届出に係る開発行為、建築等行為、休止・廃止が**住宅や誘導施設の立地誘導等を図る上で支障があると認められるときは、都市再生特別措置法に基づき、勧告や助言などの必要な措置を行う**ことがあります。

届出の流れ

